

◎新潟県告示第1046号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成29年9月15日

新潟県知事 米 山 隆 一

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス 胎内まごころクラブ	胎内市羽黒2142番地1	社会福祉法人 真心福社会	平成29年9月1日